



2026年 9 月17日

各 位

会 社 名 株式会社Synspective
代 表 者 名 代表取締役CEO 新 井 元 行
(コード番号：290A 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役CFO 志 藤 篤
(ir@synspective.com)

打上げ保険契約の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、今後のコンステレーションの早期構築に向けた小型SAR衛星の打ち上げに関し、過去手配時の保険料率から大幅な引下げとなる料率にて新たな打上げ保険契約（以下「本保険契約」）を締結することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 本保険契約の内容

当社は30機超の衛星コンステレーションの早期構築に向けて、小型SAR衛星の打上げをロケット打上げ事業者に委託しておりますが、打上げ失敗の際のリスクに備え打上げ保険に加入しております。

今般、過去手配時の保険料率から大幅な引き下げとなる料率にて、新たな打上げ保険契約を締結することが可能となりました。本保険契約では、対象となる9機を一括での契約とし、「エクセス免責型※」を新たに採用いたします。これにより、保険料率の大幅な低減を実現しつつ、事業継続における致命的なリスクを合理的に排除する契約となっております。

※エクセス免責型とは、損害保険において、発生した損害額からあらかじめ設定した免責金額（自己負担額）を差し引いた「超過分のみ」が保険金として支払われる仕組みのことです。

本保険契約の概要

対象衛星	13号機、および本保険契約に基づきあらかじめ特定された衛星8機の計9機
特徴	対象となる9機の打上げのうち、1回目の失敗は保険適用外となりますが、2回目以降の失敗に対しては保険金が支払われます。

※打上げ順序の変更等により、13号機以外の対象衛星の打上げ時の号機表記は変動する可能性があります。が、本保険契約の対象となる特定の9機に変更はありません。

2. 補足説明

2026年3月26日に提出いたしました第8期有価証券報告書の「第2 事業の状況 3事業等のリスク（1）事業環境に関するリスク ⑥衛星打上の失敗のリスクについて」において、「ロケット保険により、打上ロケットと当社グループ衛星の分離が完了するまでの完全な打上失敗の際の金額的な補償は得ることができる」旨を記載しております。

今般締結した本保険契約の適用により、対象となる9機のうち1回目の打上げ失敗の際には保険金による金額的補償が得られず、当該損害（製造・打上げコスト）は自社保有リスクとなります。

本契約形態への変更は、過去数年の打上げ実績に基づき極めて高い成功率を誇る打上げ事業者を厳選して手配していることを前提に、1回目の打上げ失敗リスクを自社負担とする「エクセス免責型」を採用することで、全額補償型と比較して保険料コストを大幅に抑制し、削減された資金を衛星コンステレーションの早期構築に向けた成長投資へ振り向け資本効率の向上を図る一方、2回目以降の打上げ失敗に対しては製造・打上げコストを全額補償することで複数回失敗による致命的な財務・事業継続リスクを合理的に排除するというリスクマネジメント戦略に基づくものです。

今後におきましても、打上げ事業者の多角化や各ロケットの信頼性水準に応じて、従来の完全補償型契約とエクセス免責型契約等を柔軟に選択・最適化していく方針です。

3. 今後の見通し

本件は、2026年2月13日に開示しました2026年12月通期の業績予想に与える影響は軽微です。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上